



## 犬や猫の飼育マナーを守りましょう

環境生活課 環境係 ☎(232)2114

飼い主の皆さん、犬や猫のふんの後始末はきちんとしていますか。放し飼いなどで近所に迷惑をかけていませんか。犬や猫の飼い方について家庭でもう一度考えてみましょう。

### 犬を飼っている皆さんへ

■犬はしっかりつないで飼育しましょう

放し飼いは県の条例で禁止されています。放し飼いをすると、犬が人をかんでしまう事故や、交通事故を誘発してしまうなど、他人に迷惑を掛ける可能性があります。また、他の犬から病気が感染することもありますので、しっかりとつないで飼育してください。

■散歩のマナー

①飼犬はリードにつなぎましょう

飼犬をリードにつなぎず公共の場所を歩くのは県の条例違反です。放している犬は、道路に飛び出したり、他の犬とケンカしたり、他人に飛びついたりするかもしれません。犬の命を守り、他人に迷惑をかけないようには、飼主の責任です。



②犬のふんは持ち帰りましょう

飼犬が散歩中に排便したふんを放置するのはマナー違反です。知らずに踏んだり、草刈りの際に飛び散ったりして嫌な思いをしている人がいます。畑のあぜに放置されたふんは農作業者に大変迷惑をかけます。排便場所をしつけるか、飼い主が責任をもって持ち帰り、乾かして「燃やすごみ」に出してください。

③犬のオシッコを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう

他人の家の塀や門などにオシッコをさせるのはマナー違反です。犬の習性だからと野放しにするのはやめて、飼い主が主導権を持って散歩してください。

■飼えなくなっても捨てないで

子犬が産まれたり、引っ越しなどで、どうしても犬を飼えなくなったときは、必ず新しい飼い主を探してください。絶対に捨ててはいけません。



## 道路や街路樹の異常を発見したら道路管理者へ連絡を



建設課 維持係 ☎(232)2115

現在建設課では、町が管理する道路の不具合を、職員が日頃からパトロールを実施すると共に皆さんからの「道路に穴ぼこがある」「道

路照明灯が切れている」「道路にゴミが不法投棄されている」「道路に草が繁茂している」といった情報提供を基に早期改善に努めています。皆さんからの情報は、町道などを管理する上で貴重な情報源です。事故を未然に防ぐために、穴ぼこなどの異常を発見した場合は直ちに建設課へ連絡ください。



## 政策提案を募集します

総務課 総務法制係 ☎(232)2111

町民の皆さんから政策提案を募集します。

町では、町民の皆さんが住みよいまちづくりのために政策を提案できる「政策提案手続」制度を設けています。提出された提案は、町で採用または不採用を決定し、採用すると決定した場合は政策などの立案をし、提案の実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

募集期限 7月30日(金)

■提出方法 次の書類を総務課へ持参  
■提出書類 ①政策提案書

②政策提案者署名簿 ※様式は町ホームページからダウンロードできるほか、総務課や西部支所に備えています。 ※提出する場合は、手続きについて説明しますので、事前にお問い合わせください。

## 野良犬・放浪犬を見かけたら

野良犬や放浪犬を見かけたら、危険です。刺傷を与えないように注意し、菊池保健所までご連絡ください。

■問い合わせ 菊池保健所

☎0968(25)4135

## 狂犬病予防注射はお済みですか

犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。対象は生後91日以上の子犬です。病気などの場合は獣医師にご相談ください。未接種の場合は速やかに接種させましょう。接種できるかどうかは、各動物病院に電話でご確認ください。

■次の場合はすぐに届け出を

- ・委託動物病院以外で接種したとき
- ・新しく犬を飼い始めたとき
- ・犬が死亡したとき
- ・犬の所有者が変わったとき
- ・犬の所在地が変わったとき

### 委託動物病院

| 病院名          | 電話番号       |
|--------------|------------|
| アニマル動物病院     | ☎(337)4100 |
| あーす動物病院      | ☎(233)0012 |
| ほっぺ犬猫病院      | ☎(292)3088 |
| 大塚動物病院       | ☎(232)7254 |
| さくら動物病院      | ☎(340)2022 |
| 光の森にしぐち動物病院  | ☎(232)8470 |
| くろかわペットクリニック | ☎(288)0433 |
| 大津動物クリニック    | ☎(293)5654 |
| ハーベスト動物病院    | ☎(292)0500 |
| パークマイヤー動物病院  | ☎(294)2577 |

## 猫を飼っている皆さんへ

猫にはつないで飼育することを定めた法規がないため「放し飼い」が当然」という風潮がありますが、人の土地や建物を汚物で汚してはいけないという規定があります。生き物を飼うという自覚をもち、次のことに注意して飼ってください。

- ・自宅敷地内でふん尿をする場所をしつける
- ・首輪をつけて野良猫と区別する
- ・できる限り室内で飼う

※室内で飼うことには、猫にとっても交通事故にあう危険がないことなどのメリットがあります。飼いがふん尿やごみの散らかし、車に傷をつけたことなどを知らしめ、時にはすぐに責任を持って対応する・管理ができない猫を増やさないために、必要に応じて不妊・去勢手術をする

### 野良猫への餌やりについて

野良猫に対して、無責任に餌を与えてしまうと、最終的には不幸な思いをする猫が増えてしまいます。また、餌を与えた猫が住みつき、ふん尿を原因としたトラブルにも発展しかねません。野良猫への餌やりはお控えください。



## 公共交通を利用してみませんか

## 「キャロッピー号」と乗合タクシーを運行中！

### ～コロナ対策実施中～



こちらが目印！

広報きくよう6月号では、巡回バス利用のポイントを紹介しました。今回は、令和2年1月から運行している乗合タクシーについて紹介します！これを機にぜひご利用ください。

### ■乗合タクシーとは？

菊陽町民の皆さんを対象に、他の人と乗り合って運行する公共交通機関です。巡回バスが運行していないエリアは、自宅までお迎えにいきます。

### ■乗合タクシー利用のポイント

- ①ご利用ガイドを見て、指定乗降場所とエリアを確認する。
- ②利用に当たっては、事前登録が必要です。
- ③通常のタクシーとは違い、運行する時間・乗降できる場所が決まっています。
- ④基本運賃は300円。エリアをまたぐ場合、小学生以下の場合は、金額が異なります。

### ■出前講座

出前講座を実施中！5人以上から申し込み可能。お気軽にお問合せください。

ご利用ガイドは、役場・西部支所においています！



### ■利用例

#### 巡回バス運行エリア

近くの指定乗降場所→熊本セントラル病院に通院

#### 北部・南部エリア

自宅→カーノ菊陽に買い物

自宅→三里木駅→電車に乗り換え熊本市内に買い物

### 一口メモ

- ①巡回バス運行エリアの人も利用できます。ただし、巡回バス運行エリア内での移動はできません。
- ②町外へでかけるときは、JR原水駅、三里木駅、光の森産交から電車などに乗り継ぐと便利です。

### ■問い合わせ

総合政策課 地域振興係

☎(232)2112

### ■巡回バス・乗合タクシーについて

詳細はこちらをご参照ください。

